

特定非営利活動法人おひさまランド定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おひさまランドという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市阿知須4043番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、児童とその家族に対して、子育て全般に関わる支援事業を行い、子育てしやすい環境をつくる事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 児童の健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子どもの預かりサービス事業
- (2) 企業主導型保育事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書によ

り、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第49条の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区 分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければな

らない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	平岩陽子
副理事長	平岩 勇
理事	坂井芳浩、重田伊昭、松田よしみ、山本剛士、内海育子、 中野厚志、中西 努
監事	末村信正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	個人	0円
	正会員	団体	0円
	賛助会員	個人	0円
	賛助会員	団体	0円
(2) 会費	正会員	個人	3,000円(1年間分)
	正会員	団体	10,000円(1年間分)
	賛助会員	個人	1,500円(1年間分)
	賛助会員	団体	5,000円(1年間分)

令和 7 年度 事業 計 画 書

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 おひさまランド

1 事業実施の方針

おひさまランドでは山口市からの委託「放課後児童クラブ」の運営がR 6 年度で終了した。運営する中で不登校気味の児童がおり保護者からも相談を受けていた。学校には行けないが児童クラブには来ることができ、保護者も大変喜ばれた。学校以外での子どもの居場所も必要だと感じた。また、保護者の悩みを丁寧に聞く事だけでも保護者の不安感を和らげることができると強く感じた。ハッピーランドでも子育ての悩み相談が尽きない。子育てへの不安感を持った親が多く、日常の中で気軽に相談できる場所がないのではと感じる。私たち保育者は相談しやすい雰囲気づくりや信頼関係を築くこと、また保護者と積極的に関わりを持ち、共感や頑張りを認めたりすることが大切と感じる。令和 7 年度はこの地域に求められる子育て支援、保護者支援が何なのか現状の把握に努めたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業員の 人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	事業費 (千円)
① 託児事業	子どもの預かり保育 (おひさまランド)	8 : 00 ~ 13 : 00	おひさま ランド	2 名	10 名	180
② 企業主導型 保育事業	子どもの預かり保育 (ハッピーランド)	8 : 00 ~ 19 : 00	ハッピー ランド	18 名	・ 21 名 × 12 ヶ 月 = 252 ・ 2 名 × 12 ヶ月 = 24	47, 372
						47, 552

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 おひさまランド

1 事業実施の方針

子どもを預かる中で、子育てへの不安を感じている保護者が多い。また共稼ぎから父親や祖父・祖母など身近な人のサポートが必要と感じる。また近くに頼れる人がいない家庭は孤独感を感じたり、不安感が大きくなるので1家族ごとに状況を把握し、しっかりとサポートしていく。また、定期的に相談できる環境を整え必要な時に耳が傾けられるようにしていく。直接保護者と触れ合う保育者へは保護者支援の研修などを受講させたり、全職員で共有しながら子育てしやすい環境づくりに貢献していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業員の人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費(千円)
① 託児事業	子どもの預かり保育 (おひさまランド)	8:00～ 13:00	おひさま ランド	2名	10名	240
② 企業主導型 保育事業	子どもの預かり保育 (ハッピーランド)	8:00～ 19:00	ハッピー ランド	18名	・21名×12ヶ月＝252 ・2名×12ヶ月＝24	47,372
						47,612

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 おひさまランド

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	33,000		
賛助会員受取会費	150,000	183,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	30,000	30,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	46,500,000	46,500,000	
4. 事業収益			
保育料収益	6,000,000		
行事収益	0		
物品販売収益	20,000	6,020,000	
5. 受取委託料	0	1,300,000	
6. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	400,000	401,000	
経常収益計			54,434,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,000,000		
職員給料手当	26,520,000		
職員賞与	3,400,000		
通勤費	400,000		
法定福利費	3,200,000		
福利厚生費	500,000		
人件費計	37,020,000		
(2) その他経費			
給食費	1,100,000		
保健衛生費	150,000		
保育材料費	860,000		
通信運搬費	200,000		
消耗器具備品費	520,000		
水道光熱費	650,000		
賃借料	110,000		
減価償却費	4,000,000		
保険料	700,000		
租税公課	500,000		
研修研究費	40,000		
事務消耗品費	300,000		
業務委託費	200,000		
支払手数料	100,000		
行事材料費	32,000		
交際費	80,000		
新聞図書費	40,000		
広報費	50,000		
支払利息	400,000		
雑費	500,000		
その他経費計	10,532,000		
事業費計		47,552,000	
2. 管理費			
(1) その他経費			
会議費	10,000		
広報費	25,000		
保険料	62,000		
諸会費	132,000		
租税公課	1,500		
支払手数料	1,330,000		
その他経費計	1,560,500		
管理費計		1,560,500	
経常費用計			49,112,500
当期経常増減額			5,321,500

活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 おひさまランド

(単位:円)

科目	おひさまランド	ハッピーランド	金額 全体	
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	33,000			
賛助会員受取会費	150,000		183,000	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	30,000		30,000	
3. 受取助成金等				
受取助成金		46,500,000	46,500,000	
4. 事業収益				
保育料収益	70,000	6,000,000		
行事収益		0		
物品販売収益		20,000	6,090,000	
5. 受取委託料	0		1,300,000	
6. その他収益				
受取利息	0	1,000		
雑収益	0	400,000	401,000	
経常収益計	283,000	52,921,000	53,204,000	54,504,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
役員報酬		3,000,000	3,000,000	
職員給料手当	120,000	26,400,000	26,520,000	
職員賞与		3,400,000	3,400,000	
通勤費		400,000	400,000	
法定福利費		3,200,000	3,200,000	
福利厚生費		500,000	500,000	
人件費計	120,000	36,900,000	37,020,000	
(2) その他経費				
給食費		1,100,000	1,100,000	
保健衛生費	0	150,000	150,000	
保育材料費	60,000	800,000	860,000	
通信運搬費		200,000	200,000	
消耗器具備品費		520,000	520,000	
水道光熱費	0	650,000	650,000	
賃借料	0	110,000	110,000	
減価償却費	0	4,000,000	4,000,000	
保険料		700,000	700,000	
租税公課		500,000	500,000	
研修研究費		40,000	40,000	
事務消耗品費		300,000	300,000	
業務委託費		200,000	200,000	
支払手数料		100,000	100,000	
行事材料費		32,000	32,000	
交際費		80,000	80,000	
新聞図書費		40,000	40,000	
広報費		50,000	50,000	
支払利息		400,000	400,000	
雑費	60,000	500,000	560,000	
その他経費計	120,000	10,472,000	10,592,000	
事業費計	240,000	47,372,000	47,612,000	
2. 管理費				
(1) その他経費				
会議費		10,000	10,000	
広報費		25,000	25,000	
保険料		62,000	62,000	
諸会費		132,000	132,000	
租税公課		1,500	1,500	
支払手数料		1,330,000	1,330,000	
その他経費計		1,560,500	1,560,500	
管理費計	0	1,560,500	1,560,500	
経常費用計	240,000	48,932,500	49,172,500	49,172,500
当期経常増減額	43,000	3,988,500	4,031,500	5,331,500